

総 説

1 県勢の概要

三重県は、日本列島のほぼ中央部に位置し、東西約80km、南北約170kmの南北に細長い県土を持っています。総面積は5,777.27km²(平成22(2010)年10月1日現在)となっています。

三重県の総人口は、平成22(2010)年10月1日現在、1,854,742人となっています。

また、平成20年の県土の利用状況は、森林が総面積の64.4%を占め、以下農用地10.7%、宅地6.5%となっています。

図1 人口・世帯数の推移

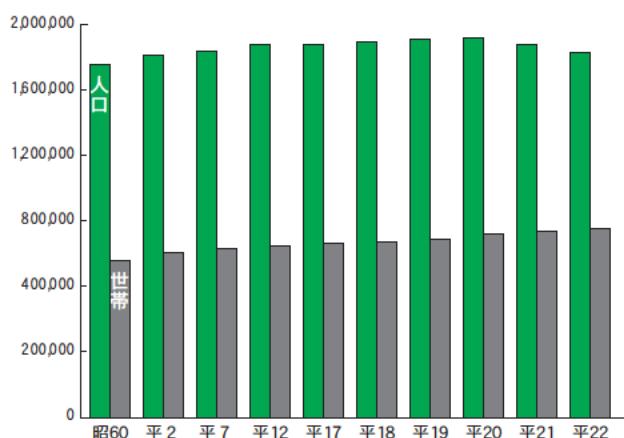
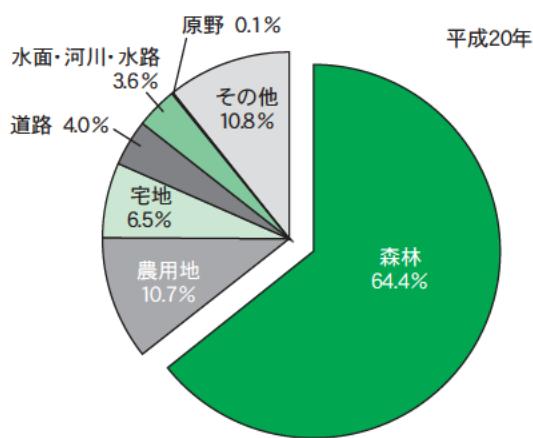


図1－2 土地利用状況



2 環境問題の動向

昭和30年代の半ばからの高度成長期には、伸びゆく工業、高度経済成長という国家目標と裏腹に、大気汚染や水質汚濁が深刻化し、全国各地で公害が問題になりました。

その頃三重県においても、四日市地域における石油化学コンビナートが本格的に稼働し始め、硫黄酸化物やばいじん等による大気汚染が進行し、いわゆる四日市ぜんそくが社会問題となりました。

このような産業活動を原因とする公害問題は、国や自治体の規制の効果や企業等の努力により収束傾向にありますが、近年は、自動車排ガスによる大気汚染や廃棄物の不法投棄等による水質や土壤等への環境影響、建築物の解体等にともなう飛散アスベストによる健康被害等が問題となっています。また、地球温暖化に代表される地球規模の環境問題が深刻化しつつある 方で、身近な自然環境についても、里山や森林などの荒廃が懸念されています。

これらの環境問題は、今日の社会経済活動や生活様式との関わりから引き起こされたものであり、東日本大震災の発生により、新たにエネルギー問題も懸念されるなか、事業者、個人等の各主体は環境に対する自らの責任を自覚し、これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動を見直すなど、そのライフスタイルや事業活動のあり方の見直しが求められています。

平成12(2000)年の国会は「環境国会」と呼ばれ、循環型社会形成推進基本法など6本の法律が成立し、平成15(2003)年3月には、循環型社会形成推進基本計画が策定されるなど、循環型社会の形成に向けた制度的取組が整備、推進されてきました。

方、自然環境の保全に関しては、平成14(2002)年に新・生物多様性国家戦略の策定、自然公園法や鳥獣保護法の改正、自然再生法の制定などが相次いでなされ、平成17(2005)年4月には、外来生物法が制定されるなど、自然環境分野での取組も大きく進みました。

さらに、地球温暖化防止に向けて、平成14(2002)年3月に新しい地球温暖化対策推進大綱が策定され、平成17(2005)年2月の京都議定書の発効を受けて、平成17(2005)年4月に京都議定書目標達成計画が策定されるなど、地球規模の環境問題への取組も着実に進められています。

本県では、平成13(2001)年3月に三重県公害防止条例を抜本改正し、「三重県生活環境の保全に関する条例」を制定し、従来の公害規制に加え、廃棄物対策や地球温暖化対策などへの取組を強化するとともに、平成16(2004)年3月には、三重県の健全な土壤・地下水環境を保全するため、土壤汚染に関する取組を新たに加えました。

総 説

また、産業廃棄物の処理については、廃棄物処理法を補完し、適正な処理を推進することを目的に、平成20年7月に「三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例」を制定しました。

自然環境の保全に関しては、平成15(2003)年3月に「三重県自然環境保全条例」を改正し、優れた自然環境の保全だけでなく、里地里山などの身近な自然環境の保全や希少野生動植物種の保護など、自然環境の保全に関する全般的な内容に拡充しました。

また、森林の有する多面的機能の発揮や林業の持続的発展などを基本理念とした「三重の森林づくり条例」を平成17(2005)年10月に制定し、この条例の基本理念を踏まえ、平成18(2006)年3月に「三重の森林づくり基本計画」を策定しました。

さらには、伊勢湾の環境基準の達成を目指し、多様な生物が生息・生育する、人々が海と楽しく安全にふれあえる、美しく健全で活力ある伊勢湾の再生を目標として「伊勢湾再生行動計画」を平成19(2007)年3月に策定しました。

これらの条例等を基本としながら、従来からの環境施策に加え、新たな環境問題に対する取組を層進めていきます。

3 環境政策の指針

(1) 三重県環境基本条例

三重県環境基本条例は、環境保全に関する基本理念、県・事業者・県民の責務、県と市町との協働、環境保全に関する施策の基本的な事項を定めることにより、県民の健康で文化的な生活の確保と福祉に貢献することを目的として規定されており、その基本理念は次の4項目です。

- ・良好な環境の確保と将来の世代への継承
- ・持続的発展が可能な社会の構築
- ・生態系の均衡の保持、やすらぎとうるおいのある快適な環境の確保
- ・国際的協調による地球環境の保全

(2) 三重県環境基本計画

三重県環境基本計画は、平成9(1997)年度に三重県環境基本条例に基づき、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定しましたが、策定後7年を経過し、地球温暖化の対応が急務となっているなど、環境政策を進める上で、私たちを取り巻く状況は大きく変化してい

ることから、これらに的確に対応するため、平成16(2004)年6月に新たな基本計画を改定しました。

基本計画は、三重県が主体となって施策を展開し、また、自らが率先して環境の保全に努めることを明らかにするとともに、各主体に期待される役割と環境を保全するために実践すべき取組の方向を明示し、各主体間の連携促進をはかるものです。

環境基本条例の基本理念を受けて、次の4項目の基本目標を定め、この基本目標（目標年度：平成22(2010)年度）を達成するため、施策分野ごとに数値目標を設けるとともに、施策の区分における取組については、推進計画（アクションプラン）を策定し、より具体的な方向とより的確な進行管理を行ってきました。

基本目標Ⅰ：環境への負荷が少ない資源循環型
社会の構築

基本目標Ⅱ：人と自然が共にある環境の保全

基本目標Ⅲ：やすらぎとうるおいのある快適な
環境の創造

基本目標Ⅳ：自主・協働による環境保全活動の
促進

こうした取組の結果、多くの目標を達成することができましたが、地球温暖化の防止、水環境の保全及び化学物質対策については達成できていません。

特に、地球温暖化の防止については、温室効果ガスの排出量が基準年度(1990)比で10.5%増加（目標値は3.3%増）しており、より一層の取組が必要となっています。また、水環境の保全については、海域における環境基準の達成率が50%前後で推移していることから、生活排水対策などによる一層の水質の改善が求められています。

これらの課題は、行政や事業者だけで解決できるものではなく、県民一人ひとりがライフスタイルの見直しなどにより環境への負荷を低減させるなど、あらゆる主体が連携・協働して取り組んでいかなければなりません。

このため、今日の変化する環境問題への総合的な方策として、新たな環境基本計画を策定しています。

表1-1 環境基本計画数値目標進捗状況

数 値 目 標 項 目	単位	目標数値 (2010年度)	現状値 (2006年度他)	2010年度			区分
				年度目標数値①	事業量・状況②	2010年度達成率 (②/①)	
1 廃棄物の最終処分量	千t/年	208	210	210	186	1.13	A
2 温室効果ガス排出量の基準年度(1990)比	%	2008年度 +3.3	2004年度 +14.7	(2006年度) +3.3	(2006年度) +10.5	0.10	D
3 環境基準を達成した大気環境測定期の割合	%	96	75	96	96	1.00	A
4 水浴びや水遊びができる程度に水質(BOD2mg/?以下)が維持又は浄化されている河川の水域割合	%	93	81	93	84	0.90	B
5 工場・事業場のダイオキシン類に関する排出基準適合率	%	100	100	100	96	0.96	B
6 多様な自然環境の保全面積	ha	53,535	53,485	53,535	53,561	1.00	A
7 自然とのふれあいの場の満足度	点	64	57	64.0	64.1	1.00	A
8 県内の民有林で行われる年間の間伐実施面積	ha	8,000	7,452	8,000	9,056	1.13	A
9 都市計画区域内人口1人あたりの都市公園面積	m ²	9.35	8.64	9.35	9.51	1.02	A
10 市町、県が制定した景観に関する条例等の件数	件	29	20	29	29	1.00	A
11 活かそう地域文化財提案事業参加者数	人	15,000	9,516	15,000	15,469	1.03	A
12 環境マネジメントシステム導入事業所数	事業所	1,275	908	1,275	1,293	1.01	A
13 環境教育参加者数	人	22,500	20,508	22,500	28,557	1.27	A
14 環境保全技術移転研修受講者の満足度	%	90	85	90	100	1.11	A

2010年度達成率は、数値目標が累計値の場合、2006年度の現状（実績）値を2010年度目標数値および実績から差し引いて計算しています。

※ 区分の考え方：項目ごとの進捗状況により、次の基準で区分。

区分の基準 数値目標

A：進捗率が100%以上

B：進捗率が85%以上100%未満のもの

C：進捗率が70%以上85%未満のもの

D：進捗率が70%未満

総 説

4 三重県の環境森林政策の方向

県民が暮らしの安全・安心を実感できる三重の環境づくりを進め、次世代につなげていくため、県民、事業者、団体、行政等がパートナーとなって地球温暖化防止、三重の環境づくりに取り組みます。

(1) 資源循環型社会の構築

平成22年度に改定した「ごみゼロ社会実現プラン」の新たな中期目標（平成27(2015)年度）の達成に向けて、市町等と協働してこれまで実施してきたモデル事業の成果検証を行い、その取組を普及していくとともに、より効果的で効率的なごみ処理システムの構築のため、廃棄物会計の活用やごみ処理カルテの市町への導入を進めていきます。また、県民意識の醸成に向けた普及・啓発にも取り組みます。

廃棄物の適正処理に向けては、PCB廃棄物等について広域的な処理の支援に取り組むほか、企業活動から生じる産業廃棄物や災害時に発生する廃棄物の処理に不可欠な管理型最終処分場の設置促進をはかります。

さらに、産業廃棄物の不法投棄等の未然防止や、初期段階での機動的な対応を進めるため、市町等との連携をはかりつつ、引き続き監視・指導を徹底していくとともに、産業廃棄物の不適正処理事案等については、地下水等の調査や生活環境保全上の支障等の除去など、必要な措置を講じます。

(2) 地球温暖化対策

地球温暖化防止対策については、地球温暖化対策計画書制度による事業所の自主的な二酸化炭素やメタン等温室効果ガスの排出削減への取組を促進する他、地球温暖化防止活動推進員等による県民向け普及啓発の推進、自動車の使用にともなう温室効果ガスの排出量を削減するエコドライブ等の普及促進、再生可能エネルギーの普及促進及び大気中の二酸化炭素をより多く吸収・貯蔵する健全な森林づくりと木材利用の促進など、必要な措置を講じます。

(3) 生活排水対策

生活排水対策については、2006年(平成18年)に改定した「三重県生活排水処理施設整備計画(生活排水処理アクションプログラム)」に基づき、浄化槽の設置促進など、それぞれの地域の実情にあつた生活排水処理施設の整備を進めます。

伊勢湾の水質改善については、伊勢湾水質総

量規制に基づき工場等の排水のCOD、窒素、りんの総量削減など水質の保全・改善に向けた取組を進めます。

さらに、伊勢湾の再生に向け、国を含めた関係自治体等で策定した「伊勢湾再生行動計画(2006(平成18)年度)」を着実に推進するため、多様な主体と連携して取り組んでいくとともに、「伊勢湾再生推進会議」においてフォローアップしていきます。

(4) 自然との共生の確保

多様な自然環境を保全するため、三重県自然環境保全地域などの管理や、里地里山などの身近な自然を保全する県民による活動を支援します。また、「三重県レッドデータブック2005」で明らかになった希少野生動植物を保全するための普及啓発を行うとともに、特に保護が必要として県が指定した希少野生動植物の保全活動を県民と協働して行い、生物の多様性を確保する一方、鳥獣害対策として、農林水産物に被害を及ぼす鳥獣の捕獲や狩猟の適正化を進めます。平成18(2006)年3月に策定した「三重の森林づくり基本計画」に沿って、県民一人ひとり及び事業者、森林所有者、行政などが互いに協働しながら森林づくりを進めます。

さらに、県民の森林に対する理解を深めて森林づくりへの参画意識の醸成をはかり、「森林は大切」という意識を「森林を守る」という具体的な行動に結びつけるとともに、地域内の連携や地域間の交流を活性化して、地域社会全体で支える森林づくりを進めます。

また、林業の生産活動が将来にわたり継続して行えるよう、技術向上研修の開催等による森林づくりの担い手の育成や融資制度の整備、経営指導等により、意欲ある林業事業体等の育成強化をはかります。

(5) 環境保全活動の推進

「持続可能な社会の構築」に向けて、環境経営の理念の一層の普及をはかるとともに、事業活動における環境負荷を低減するため、商工会議所等の経済団体と連携して、小規模事業者が取り組みやすい環境マネジメントシステム(M-EMS:ミームス)の普及をはかります。また、学校、企業、行政など多様な主体の連携による、子ども向け環境マネジメントシステムである「キッズISO14000プログラム」に小学校の児童が取り組み、家庭から地域を巻き込んだ環境保全活動の体制づくりを引き続き進めています。